

新	旧
<p>合には、直ちに、その直近上位機関に対して、前項の規定により通知を受けた事項を通知しなければならない。当該通知を受けた直近上位機関が間接口座管理機関である場合も同様とする。</p> <p><u>7</u> 機構加入者は、加入者に証明書の交付を行った場合（規則で定める場合に限る。）又は前2項の通知を受けた場合には、直ちに、機構に対し、その旨、当該証明書又は通知の対象となった短期社債等又は一般債の銘柄及び金額並びに当該短期社債等又は一般債の銘柄が記録されている機構が備える振替口座簿における区分口座を規則で定める方法により通知しなければならない。</p> <p><u>8</u> <u>前4項</u>の規定は、加入者から証明書の返還が行われた場合について準用する。この場合において、<u>第4項、第5項及び第7項の規定中「加入者に証明書の交付を行った場合」とあるのは「加入者から証明書の返還が行われた場合」と、第4項中「振替及び抹消が行われないように」とあるのは「振替及び抹消が行われないようにする措置を解除」と読み替えるものとする。</u></p> <p><u>9</u> 機構は、機構加入者に証明書の交付を行う場合又は機構加入者から<u>第7項</u>の通知を受けた場合には、当該証明書又は通知の対象となった短期社債等又は一般債の銘柄及び金額並びに当該短期社債等又は一般債の銘柄が記録されている機構が備える振替口座簿における区分口座について、振替、抹消及び償還金の支払いが行われないようにするために必要な措置を行う。また、これらの場合（規則で定める場合に限る。）には、当該短期社債等の銘柄の発行者（支</p>	<p>合には、直ちに、その直近上位機関に対して、前項の規定により通知を受けた事項を通知しなければならない。当該通知を受けた直近上位機関が間接口座管理機関である場合も同様とする。</p> <p><u>6</u> 機構加入者は、加入者に証明書の交付を行った場合又は前2項の通知を受けた場合には、直ちに、機構に対し、その旨、当該証明書又は通知の対象となった短期社債等又は一般債の銘柄及び金額並びに当該短期社債等又は一般債の銘柄が記録されている機構が備える振替口座簿における区分口座を規則で定める方法により通知しなければならない。</p> <p><u>7</u> <u>前3項</u>の規定は、加入者から証明書の返還が行われた場合について準用する。この場合において、「加入者に証明書の交付を行った場合」とあるのは「加入者から証明書の返還が行われた場合」と読み替えるものとする。</p> <p><u>8</u> 機構は、機構加入者に証明書の交付を行う場合又は機構加入者から<u>第6項</u>の通知を受けた場合には、当該証明書又は通知の対象となった短期社債等又は一般債の銘柄及び金額並びに当該短期社債等又は一般債の銘柄が記録されている機構が備える振替口座簿における区分口座について、振替、抹消及び償還金の支払いが行われないようにするために必要な措置を行うとともに、当該短期社債等の銘柄の発行者（支払代理人が選任されている場合には、支払代理</p>

新	旧
<p>払代理人が選任されている場合には、支払代理人。以下この条において同じ。) 又は一般債の銘柄の支払代理人に対し、当該証明書又は通知に係る内容を規則で定める方法により通知する。</p> <p>10 機構は、機構加入者から証明書の返還が行われた場合又は第8項において読み替えて準用する第7項の通知を受けた場合には、前項前段の措置を解除するために必要な措置を行う。また、前項後段の定めにより、当該証明書又は通知に係る内容を通知している場合には、当該証明書又は通知の対象となった短期社債等の銘柄の発行者又は一般債の銘柄の支払代理人に対し、当該証明書又は通知に係る内容を規則で定める方法により通知する。</p>	<p>人。以下この条において同じ。) 又は一般債の銘柄の支払代理人に対し、当該証明書又は通知に係る内容を規則で定める方法により通知する。</p> <p>9 機構は、機構加入者から証明書の返還が行われた場合又は第7項において読み替えて準用する第6項の通知を受けた場合には、前項の措置を解除するために必要な措置を行うとともに、当該証明書又は通知の対象となった短期社債等の銘柄の発行者又は一般債の銘柄の支払代理人に対し、当該証明書又は通知に係る内容を規則で定める方法により通知する。</p>

2 附 則

この改正規定は、令和4年8月1日から施行する。

社債等に関する業務規程施行規則の一部改正について

1 社債等に関する業務規程施行規則（平成 15 年 1 月 10 日通知）

（下線部分変更）

新	旧
<p>(<u>証明書に係る取扱い</u>)</p> <p>第 29 条の 2 <u>規程第 68 条の 2 第 5 項、第 7 項及び第 9 項に規定する規則で定める場合は、規程第 68 条の 2 第 5 項、第 7 項及び第 9 項の証明書の対象となった短期社債等又は一般債の銘柄及び金額に係る元利払いについて、機構において支払いを停止するための処理を要する別に定める場合とする（規程第 68 条の 2 第 8 項において読み替えて準用する同条第 5 項及び第 7 項の規則で定める場合は、規程第 68 条の 2 第 5 項及び第 7 項の証明書の対象となった短期社債等又は一般債の銘柄及び金額に係る元利払いについて、機構において支払いの停止を解除するための処理を要する別に定める場合とする。）。</u></p> <p><u>2</u> 規程第 68 条の 2 第 7 項に規定する規則で定める方法は、書面又は Target 保振サイト接続とする。</p> <p><u>3</u> 規程第 68 条の 2 第 9 項及び第 10 項に規定する規則で定める方法は、書面とする。</p> <p style="text-align: right;">別表 2</p> <p style="text-align: center;">機構における区分口座</p>	<p>(<u>証明書に係る通知の方法</u>)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>第 29 条の 2 規程第 68 条の 2 <u>第 6 項</u>に規定する規則で定める方法は、書面又は Target 保振サイト接続とする。</p> <p><u>2</u> 規程第 68 条の 2 <u>第 8 項及び第 9 項</u>に規定する規則で定める方法は、書面とする。</p> <p style="text-align: right;">別表 2</p> <p style="text-align: center;">機構における区分口座</p>

新					旧				
I. (略)					I. (略)				
II. 一般債					II. 一般債				
(1) 一般債 (社債的受益権を除く。)					(1) 一般債 (社債的受益権を除く。)				
口座区分	区分口座				口座区分	区分口座			
	口座名称	信託口(1)～(5)及び顧客口に記録する一般債	課税種別	各課税種別に記録する一般債		コード	口座名称	信託口(1)～(5)及び顧客口に記録する一般債	課税種別
自己口	保有口	(略)		(略)	保有口	(略)		(略)	(略)
	信託口(1)	① (略) ②当該機構加入者を受託者(租税特別措置法第5条の2第19項(第5条の3第9項において準用する場合を含む。)に規定する信託の受託者に限る。)とする信託のうち同法第5条の2第4項(第5条の3第9項において準用する場合を含む。)に規定する信託の信託財産に属する一般債であって、同法第5条の2第1項若しくは第5項後段又は同法第5条の3第1項若しくは第3項後段の規定の適用を受けるもの		(略)	信託口(1)	① (略) ②当該機構加入者を受託者(租税特別措置法第5条の2第17項(第5条の3第9項において準用する場合を含む。)に規定する信託の受託者に限る。)とする信託のうち同法第5条の2第4項(第5条の3第9項において準用する場合を含む。)に規定する信託の信託財産に属する一般債であって、同法第5条の2第1項若しくは第5項後段又は同法第5条の3第1項若しくは第3項後段の規定の適用を受けるもの		(略)	(略)
(略)					(略)				

新					旧				
(2) 社債的受益権					(2) 社債的受益権				
口座区分	区分口座				口座区分	区分口座			
	口座名称	信託口(1)～(5)及び顧客口に記録する社債的受益権	課税種別	各課税種別に記録する社債的受益権		コード	口座名称	信託口(1)～(5)及び顧客口に記録する社債的受益権	課税種別
自己口	保有口			(略)	自己口	保有口			(略)
	信託口(1)	① (略) ②当該機構加入者を受託者(租税特別措置法第5条の3第9項において準用する第5条の2第19項に規定する信託の受託者に限る。)とする信託のうち同法第5条の3第9項において準用する第5条の2第4項に規定する信託の信託財産に属する社債的受益権であって、同法第5条の3第1項又は第3項後段の規定の適用を受けるもの		(略)		信託口(1)	① (略) ②当該機構加入者を受託者(租税特別措置法第5条の3第9項において準用する第5条の2第17項に規定する信託の受託者に限る。)とする信託のうち同法第5条の3第9項において準用する第5条の2第4項に規定する信託の信託財産に属する社債的受益権であって、同法第5条の3第1項又は第3項後段の規定の適用を受けるもの		(略)
(略)					(略)				
Ⅲ. (略)					Ⅲ. (略)				

2 附 則

この改正規定は、令和4年8月1日から施行する。

以 上